令和●年●月●日

江東きっずクラブ●●運営事業者　様

江東区教育委員会事務局地域教育課長　様

**宅配弁当に関する確認書（案）**

1. **江東きっずクラブに関する確認事項について**
2. アレルギー事故などの宅配弁当に関する責任は利用する保護者が負い、江東きっずクラブ（以下、クラブ）へ責任を問いません。
3. 宅配弁当の利用は学校休業日等の事前に決まっている一日育成の日のみとし、年間行事予定が天候等により変更する可能性がある休業日（運動会の振替日等）は対象外とします。
4. 保護者との調整内容に併せて変更してください　①
5. **宅配弁当の取り扱いについて**

（１）注文を忘れた場合は、クラブにて弁当の持参を忘れた際と同様の対応をすることに同意いたします。

（２）弁当の取り違いや、児童による思わぬ破損等が起きた際は、クラブから保護者へ連絡をしてもらい、場合によっては（１）と同様の対応になることに同意いたします。また、弁当業者から返金がある際や、保護者間で金銭のやり取りが発生する場合は、クラブを仲介せず保護者で対応をいたします。

（３）注文した弁当を児童が早退などで食べなかった場合、衛生管理上、児童の持ち帰りはしません。弁当は保護者もしくは弁当業者が回収します。

（４）以降　保護者との調整内容に併せて変更してください　②

1. **保護者間の確認事項について**

毎年、次年度の引継ぎをするグループへ運営を引き継ぎます。引継ぎ先が無い場合や、保護者有志代表の運営が滞る場合は、宅配弁当の導入が休止となることを事前に了承したうえで実施いたします。

上記内容について、クラブを利用する保護者に周知を徹底のうえ、順守いたします。

　クラブ保護者を代表して、以下のものが合意いたします。

【保護者有志代表】

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　住所：

　氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

　住所：

　氏名：　　　　　　　　　　　　　　印

【〇〇〇〇】

　クラブの運営形態に合わせて変更します。